

・大崎駅周辺喫煙場所について

Q. 大崎駅を利用しますが、駅への歩道橋下横を通る際と、バス停横を通る際、喫煙場所からのタバコの煙と臭いに困っています。バス停横はタバコの煙がひどくて臭いので息を止めています。信号待ちの間が特に苦痛です。通るのを避けるには、信号の無い横断歩道を渡って反対の細い歩道へ行かなければなりません。反対の歩道は狭く、杖を使用しているので諸事不便です。歩道橋下はマスクを外した喫煙者がひしめいて、特に朝は路上にも立って喫煙しています。こちらにも臭いがすごいです。歩行者の利便と健康を配慮した喫煙場所とは思えませんし、特にマスクを外して息を吐いているのが恐怖です。何故多くの方が駅への道として往来する道路脇に喫煙場所を設けて副流煙を周辺に流すのですか。非喫煙者が喫煙者のリスクを共有する必要があるのでしょうか

A. 品川区では、平成15年に品川区路上喫煙および吸い殻・空き缶等の投げ捨てるの防止に関する条例を制定し、区内全域において公共の場所での歩行喫煙および吸い殻等の投げ捨てるを禁止するとともに、特に人の往来が多い駅周辺を路上喫煙禁止・地域美化推進地区に指定して、立ち止まるとの路上喫煙も禁止としました。その一方で、マナーを守って喫煙する方への配慮から、指定喫煙所の整備も進めており、ご指摘の大崎駅西口では2か所の喫煙所を設置しております。

同喫煙所のうち西口バスターミナル喫煙所では、枠外で喫煙する方もいることから、整理誘導員を配置するとともに、喫煙マナーアップの取り組みや違反者の指導取り締まりも強化しております。併せて、線路側歩道橋下喫煙所では、煙やにおいの少ない加熱式タバコ専用にするなど付近利用者への配慮にも努めているところです。

「健康増進法」「東京都受動喫煙防止条例」において、施設の責任者および喫煙者は、配慮義務があり、施設の責任者は灰皿を設置する際、また、喫煙者は喫煙する際、周りの人に受動喫煙をさせないように配慮しなければなりません。

今後ともご意見を踏まえまして、違反者の指導・取り締まりや喫煙マナーアップの啓発のほか、喫煙所の分煙について更なる検討も図ってまいりますので、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

(地域振興部地域活動課)